

介護保険負担限度額認定証（緑色）について

介護保険負担限度額認定証（緑色）の交付を希望される方は、（2）対象要件（裏面）を確認のうえ、同封の申請書と必要書類を高齢介護課窓口または郵送にてご提出ください。

※郵送申請は不備があった場合、返送のうえ、再申請をお願いする可能性があります。



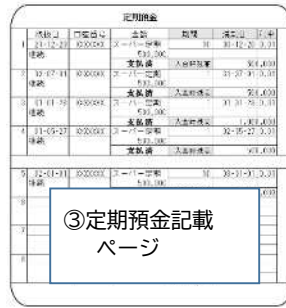
■申請に必要なもの

(1) 負担限度額認定申請書（**⚠申請書裏面「同意書」へも必ずご署名ください。**）

(2) 預貯金等の資産に係る書類 **⚠配偶者（別世帯・事実婚含む）分も必要です。**

※生活保護受給者・境界層措置の方は、（2）の提出は不要です。

※境界層措置者は境界層該当証明書の提出が必要です。

資産の種類	ご提出いただく書類 ※本人 及び 配偶者（別世帯・事実婚含む）分も必要
預貯金（普通・定期）	<p>銀行名、支店、<u>口座名義、口座番号、口座残高（過去2カ月以内のもの）</u>がわかるもの（通帳や明細書の写しなど）</p> <p>※下記①②ページは必ず写しが必要。③ページはある場合添付。</p> <p>※複数お持ちの場合、<u>全ての口座についての写しが必要。</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  <p>①口座情報記載 ページ</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  <p>②最新残高記載 ページ</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  <p>③定期預金記載 ページ</p> </div> </div> <p>※証券の場合は、銀行名、支店、口座名義、残高等がわかるもの</p> <p>※インターネットバンクの場合は口座名義、口座残高等がわかるもの</p>
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（口座名義がわかるもの） ※ウェブサイトの写しも可
時価評価額が容易に把握できる貴金属（金・銀など）	購入先の銀行などの口座残高の写し（口座名義がわかるもの） ※ウェブサイトの写しも可
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（口座名義がわかるもの） ※ウェブサイトの写しも可
現金（いわゆるタンス預金）	自己申告（申請書に記入）
負債（借入金・ローンなど）	借用証書などの写し

⚠預貯金等の資産の状況について

金融機関等に対して、資産状況の照会を行う場合があります。その結果、不正受給が判明した場合は、給付した額の返還に加えて、給付額の最大2倍の加算金を徴収することがあります。

負担限度額認定とは？

介護保険施設への入所やショートステイの利用において、下記対象要件を満たす方は、負担限度額認定申請をすると、食費と居住費が減額されることがあります。年に1度更新申請が必要です。

(1) 対象となるサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、
介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設への入所及び短期入所（ショートステイ）

(2) 対象要件

生活保護を受給していること または 下記条件①、②の両方に当てはまること

- ① 世帯員全員（別世帯の配偶者・事実婚含む）が**住民税非課税**
- ② 下表の**収入要件**と**預貯金額等の資産要件**を同時に満たす

（第2号被保険者（40～64歳）は、預貯金等の資産が 単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下）

利用者負担段階	収入要件		預貯金額等の資産要件	負担限度額（1日あたり）				
				多床室	従来型個室	ユニット型個室	ユニット型準個室	食費
第1段階	生活保護を受給		単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	0円	550円 (380円)	880円	550円	300円
	老齢福祉年金を受給							
第2段階	本人の前年の合計所得金額が 公的年金収入額が	82万6,500円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	430円	550円 (480円)	880円	550円	390円 【600円】
第3段階①		82万6,500円超 120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	680円 【1,030円】
第3段階②		120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	特養等 ※530円	1,470円 (980円)	1,470円	1,470円	1,420円 【1,360円】

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※第3段階②の多床室の負担限度額について、老健・医療院等で室料を徴収しない場合は「430円」です。

※公的年金収入とは、非課税年金（遺族年金・障害年金）の収入も含まれます。

市民税課税層に対する特例減額措置について

世帯内（別世帯の配偶者・事実婚含む）に住民税課税者がいるために負担限度額認定が非該当となる方でも、**特例減額措置**（上記利用者負担段階の第3段階②を適用できる制度）に該当する可能性があります。収入要件や資産要件がありますので、申請方法など詳細は高齢介護課にお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

半田市高齢介護課 介護保険担当

電話：0569-84-0649（ダイヤルイン）